

## 不当労働行為事件、最高裁決定に基づく謝罪 会社がシブシブ謝罪文を手交！

12月2日、会社は、大阪第一車両所分会の2件の掲示物撤去不当労働行為事件で、最高裁が会社の上告を棄却し、中労委命令に基づく謝罪文をJR東海労に手渡しました。しかし、その実態は、勤務中の鈴木中央執行委員長と小林分会長をそれぞれ業務指示で総務科に呼び出すという傲慢な姿勢でした。さらに、本来謝罪文を社長が手渡さなければならないところ、鈴木委員長には本社勤労課柿崎課長代理が、小林分会長には関西支社人事課中村課長代理が手渡すなど、会社には反省の色は全くありません。

謝罪文は、「掲示物を撤去したことは不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにします」と謝罪の意を伝える文章になっています。しかし会社は、この文章の内容は謝罪文ではないとし、挙げ句の果てに、どういように受け止めるかは組合の勝手だと全く自らの不法行為を認めようとしませんでした。

不当労働行為が認定されても、会社はこれをやめることはありません。職場の闘いを強化し、不当労働行為を粉砕しよう！

業務指示で呼び出して手交！傲慢すぎるぞー！

